

教職員の懲戒処分について

令和6年10月11日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 教諭 (59歳)	戒告	<p>令和6年5月29日(水)、教室において、生徒1名を指導する際、当該生徒の後頭部を右手の平で、1回、強く叩き、その際、当該生徒の前額部が教卓の天板に当たり、その結果、当該生徒に、前額部打撲傷、後頭部打撲傷及び頸椎捻挫の受傷をさせた。</p> <p>この行為は、学校教育法第11条ただし書によって禁止されている体罰にあたり、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を規定した地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を規定した同法第33条に違反する。</p>

【担当】

教職員課 県立学校人事係長 小西 大輔

(内線) 4922

(直通電話) 082 - 513 - 4922

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp